

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 愛知県社会福祉士会 福祉・介護情報調査センター

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人大和学園福祉会 望が丘せせらぎ保育園	種別：保育所
代表者氏名：（施設長） 松永 真実	定員（利用人数）： 98 名
所在地： 〒465-0046 愛知県名古屋市名東区望が丘277	
TEL： 052-778-8061	
ホームページ： http://www.cosmo.bz/ed/nozomigaoka_seseragi/index.html	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成24年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人大和学園福祉会	
職員数	常勤職員： 1618 名 非常勤職員 3 名
専門職員	（園長） 1 名
	（保育士） 15 名
	（調理員） 2 名
施設・設備の概要	（居室数） 6
	（設備等） 屋上庭園、遊戯室、調理室、

③理念・基本方針

<p>【法人理念】 すべての子どもが天才である できることはおもしろい おもしろいから練習する 練習すると上手になる 上手になると楽しい そして次の段階へ行きたくなる この繰り返しで一流に育つ すべては1から始まり 毎日の積み上げで 10年でだれでも一流になれる</p> <p>【保育方針】 こどもの可能性を引き出し伸ばし育てる 人間としての基本を身につける 転んだら自分の力で起きあがる</p>
--

④施設・事業所の特徴的な取組

発達過程0～5歳児の年齢別6クラス編成。保育所保育指針及び園の理念・保育方針・発達指針に基づき年間指導計画を作成。子どもひとりひとりの発達を踏まえて、養護と教育が一体となった保育を展開する。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年 7月 6日（契約日）～ 平成 年 月 日（評価決定日）
受審回数 （前回の受審時期）	4 回 （平成26年度）

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	○ a ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	○ a ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	○ a ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	○ a ・ b ・ c

評価機関のコメント

理念や基本方針は、園のホームページや入園時のしおり等にわかりやすく具体的に明文化、公開がされています。また毎月発行されている通信においても、理念や基本方針にそった保育の内容、様子、取り組みが掲載されており、職員、保護者に周知されています。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	○ a ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	○ a ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	○ a ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	○ a ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ ○ b ・ c

評価機関のコメント

理事会に基づく法人方針と年間3回開催される園長会議により方針、運営の確認がなされています。それを園内の定例会議や昼礼の場において周知されている。また、5年計画(中長期計画)が策定されており望ヶ丘保育園としての指針もしっかりと示されています。事業計画については、利用者に分かりやすい説明の工夫が求められます。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	a · b · c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a · b · c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a · b · c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	a · b · c

評価機関のコメント

業務分掌で園長をはじめ各保育士の役割が明記されています。法令遵守の観点での園内外の研修会や勉強会の機会も適宜実施されています。昼礼や職員会議等で役割と責任保育業務の確認を含めて保育の質について全体で見るようにところがけられており、すべての園児についてすべての職員が関われる体制になっています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a · b · c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a · b · c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a · b · c

評価機関のコメント

経営状況は法人本部で管理されているものの、法人理事長に対する申請方法の手順が整備されています。5年計画が策定されたように園独自の状況判断、課題発見に努めています。法人顧問監査は実施されていますが、外部監査は未実施です。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a · b · c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a · b · c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	a · b · c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	a · b · c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	(a) ・ b ・ c
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	(a) ・ b ・ c
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	(a) ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	(a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

職員の就業状況や意向については、今年度からの取り組みとして、土曜日の勤務についてチームで年間予定表を作成したり、事前に個人の予定を表明できるよう働きやすい環境を整えられています。また、県外採用者等の不安を取り除くように、上司が新規採用者のフォローができる体制の構築を目指されています。さらに会議の中で改善できるよう確認の場を設け、個人に対しては面談を実施しています。職員に対する教育、研修についても積極的に実施され、OJTによる能力向上の取り組みもみられます。

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	(a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

ヒヤリハットや苦情等への対応については、迅速な対応に心がけられており、事故記録及びその対処が確実に記録されています。また、毎月職員会議で確認をしています。緊急時や感染症及びアレルギー等については文書で保護者及び職員に周知されています。災害時への備えも設備及び物資も管理されています。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	(a) ・ b ・ c
II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	(a) ・ b ・ c
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	(a) ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	(a) ・ b ・ c
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	(a) ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	(a) ・ b ・ c
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	a ・ (b) ・ c

評価機関のコメント

積極的に園外散歩を取り入れることで、地域に対して保育所や子どもへの理解を深めようとしています。子育て支援やボランティアの受け入れ体制も整備されています。また、障がい児受け入れに関して、療育センターや保健所の連携を保ち、幼保小連絡協議会に年2回参加し定期的な連絡会が実施されています。保護者及びその友人向けの教育講演会や親子あそびが実施されていますので、その中から、福祉ニーズを把握し、園独自の事業や活動につながることを期待します。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	(a) ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	(a) ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	(a) ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	(a) ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	(a) ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	(a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育方針に示されている保育が実践できるように意識された、昼礼及び会議が開催されています。保護者向けのアンケート調査を実施し、また通信の中に苦情や要望、意見に対する園の取り組みを報告するとともに迅速に対応されています。また、園内にその日の取り組みなどクラス別に分かりやすく掲示するホワイトボードが設置されており保護者に周知されています。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	(a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	(a) ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

園長及び上司となる保育士との面談を定期的を実施しています。今年度より職員の自己評価を実施することで、個々人のサービス提供方法等について自覚を促すとともに課題の明確化に努めています。園児に関する保育、状況等に関する記録も整備されています。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51 a ・ (b) ・ c

評価機関のコメント

ホームページ及び入園のしおり等に保育方針や保育サービス内容等、保育サービスの選択に必要な情報が開示されています。また、入園式以外でも入園希望者に対して随時実施されている説明において確実に情報の提供がされており、保護者アンケート調査でも明らかになっています。保護者の意図する保育内容との相違等による保育サービス機関の変更や移行についても手続における配慮がなされています。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園で作成している保育課程に基づいて、年齢別目標を設定し、目標に応じた養護、教育、食育の年齢層に応じた保育内容が明記されています。アセスメントは保護者と協同しながら実施され、保育課程に基づいた指導計画、月案、週案の見直し、評価も実施されています。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

都市型保育園であるという環境的な制約があるものの、屋上にプール、屋外の空間に砂場、屋内に滑り台を設置したりと随所で工夫された環境の作りを確認しました。また保育方針が明確にされており、それに伴う各年齢に応じた保育内容としての養護、教育、食育実践をなされています。就学後の児童の動向に心配されているとのこと。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	○ a ・ b ・ c

評価機関のコメント

各年齢層に応じた配慮がされており、特に低年齢層の部屋については3つに区切られる空間として利用ができるよう工夫がされています。食育については給食の献立のサンプルが保護者や園児の見えるところに設置されるとともに献立表がわかりやすく掲示されています。通信には献立表とともに、保護者の要望に応じた給食のレシピを掲載するなど工夫が見られます。アレルギーに関しては、しおりなどで保護者に注意を喚起するとともに、医療機関との連携をされています。各検診の情報については保護者に確実に伝えられていることがアンケート調査から確認できます。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	○ a ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	○ a ・ b ・ c

評価機関のコメント

毎日の連絡帳による保護者との情報交換と年2回の個人面談とともに、保護者からの要望があれば面談の機会を設けられています。また園との連絡方法がしおり等に明記されています。園児の身体上の確認をすることを心がけています。

⑥総評

◇特に評価の高い点

定期的な第三者評価の評価を開設当初より毎年受けており、望ヶ丘せせらぎ保育園が質の向上に対する強い意欲をもっていることを感じることができます。施設の保育方針、保育教育理念が明示されるとともに、方針、理念という共通目標を園長をはじめ全ての職員が意識しながら取り組みをされています。今年度、中長期計画も策定し、昼礼や会議をとおして連携された保育が行われています。施設面では、都市型保育園であるが故に敷地面での制約があるものの、地域へ散歩へ出かけたり、屋上の活用及び狭間の砂場、屋内の設計段階から設置されている滑り台等、園児がのびのびと保育がうけられるよう工夫がされています。保護者とは定期的に実施される面談や連絡帳等をとおして、園児の様子等の共通理解に努められています。保護者の苦情や意見については迅速に対応され、通信などでも報告するなど情報の開示に努めています。

◇改善を求められる点

開所して4年目を迎えられ、保育実践が次の就学へ向けた支援が検討されている段階にあるだろうと推察されます。保育理念や方針が明確であるが故に移行期における小学校との連携や調整が大切になります。そうしたことも踏まえ、中長期目標に新しいサービス（学童）の創設も視野に入れられています。今後、地域の社会資源としての開かれた位置づけや、地域のニーズと利用者のニーズを鑑みながら福祉向上のための取り組みが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保護者や地域の方々に、保育方針や教育理念を理解していただけるよう園の透明化を目指します。

また、就学に向けての支援、就学後も保護者や卒園児をサポートしていけるような取り組みも検討中です。

引き続き、職員の質・保育サービスの向上を目指し、より良い保育サービスの提供に努め、社会に貢献してまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。